

特集 「偕行社の改革」

偕行社と陸修会の合同について（1・2月号続編）

運営企画会議

【偕行】 1・2月号におきまして、

偕行社と陸修会との合同に至った経緯及び令和4年11月に行われた第4回合同協議までの合同協議の概況について紹介しましたので、今回は、

第1回合同協議から令和5年1月10日に開催された第5回合同協議までの間における主要な協議事項の一つである「合同後の名称」に係る協議の概要について、紹介します。

1 「合同後の名称」についての協議

偕行社と陸修会の合同協議に当

たっては、令和4年年末あるいは令和5年初頭の第5回合同協議を日程に、合同の方向性について合意を得ることを目標として、「会員制度（会員規程を含む）」「合同後の名称」という「共有しておくべき課題（合同後検討すべき事項）」について、合同協議を重ねてきました。

そのなかで、合同協議において最も多くの時間を費やした協議事項は、「合同後の名称」でした。偕行

社は、偕行社の良き伝統が陸修会に継承されたことが明確になる名称としない場合は、「新生偕行社」、「新偕行社」等「偕行社」の名称を残すことを強く主張し、一方陸修会から

は、偕行社と陸修会とが合同したと

の認識を共有できる名称として「陸修」との言葉を入れるべきであり、

「陸修」と「偕行」を盛り込んだ「陸修偕行会」「偕行陸修会」などが一

例として提案され、協議を行いましたが合意に至りませんでした。なお、

偕行社と陸修会の「合同後の名称」についての考え方については、「偕行」1・2月号に記載したとおりです。

2 「合同後の名称」についての合意形成に向けて

偕行社と陸修会は、いまだ合意が得られていない協議事項である「合同後の名称」について、それぞれ異なる検討を行うこととしました。

第4回の合同協議（11月28日）に

おいて、陸修会より「陸修偕行会」「陸修偕行社」「偕行陸修会」の案を提示するとの資料が事前に示されました。

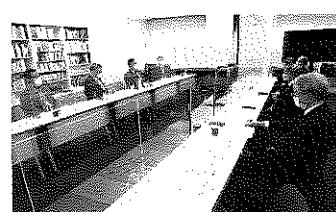
偕行社は、令和4年11月24日運営企画会議を開催し、「陸修」と「偕行」の言葉を盛り込んだ名称を受け入れ

ることとし、合同協議において、「陸修偕行社」であれば、受け入れることの認識を共有するに至り、「合同の名称」は、「陸修偕行社」とす

陸修会は、令和4年12月23日理事

会を開催し、「陸修偕行会」、「陸修偕行社」、「偕行陸修会」の3案につ

いて審議し、「陸修偕行社」で合意することを了承しました。



合同協議の状況

3 「合同後の名称」についての合意

偕行社と陸修会は、お互いの提案の趣旨を理解し、年明け早々の令和5年1月10日に第5回合同協議を開催して、「合同後の名称」についての合意文書を作成し、偕行社と陸修会の合同協議代表により、署名が行われました。その内容は、次のとおりです。



合同についての合意文書に署名

「名称」の二つの要素を含ませるべきこととし、合同協議において、「陸修偕行社」であれば、受け入れることの認識を共有するに至り、「合同の名称」は、「陸修偕行社」とす

ることで合意されました。

4 合同についての合意文書に署名

5 今後の予定

偕行社は、「偕行社と陸修会の合

同協議での合意事項」について、令和5年5月26日の通常理事会における

る決議を得た後、同年6月16日の定期評議員会において承認を得る予定であります。

陸修会は、同じく合意事項について、令和5年4月21日の第2回定期総会において会員の承認を得る予定であります。

じ後、偕行社、陸修会それぞれの承認結果について相互に確認し、緊密に協議を行いつつ、令和6年4月の合同について、所要の準備を推進していく所存であります。

なお、この間、偕行社は令和5年10月に開催予定の偕行社総会において、陸修会との合同について、陸修会会員や現職幹部自衛官などの参加も得て、発表する予定です。

今回の陸修会との合同は、偕行社

別紙第1 偕行社と陸修会の合同協議での合意事項

1 趣旨

公益財団法人偕行社と陸修会は、偕行社側からの求めにより、令和4年8月より合同協議を開始し、複数回の合同協議を経て、以下の合意に達した。

本合意書面は、その合意の概要をそれぞれの合同協議代表によって取り交わしたものである。

2 合意事項

(1) 合同後の組織の基本的考え方

ア 合同後の組織は、現在の偕行社の目的、新たな偕行社の在るべき方向（理念）及び偕行社が行っている定款に記載のある事業を全て引継ぐ。

イ 合同後の組織は、「陸自幹部退官者全員に開かれた会」「全会員に魅力ある会」「陸上自衛隊の現役に役立つ会」との陸修会の会運営の基本理念を引継ぐ。

(2) 合同後の名称

ア 合同後の名称は、「公益財団法人陸修偕行社」とする。

イ 令和6年4月からの合同組織の運営開始を前提に定款の変更を実施する。

(3) 会員規程

ア 偕行社の規程の「普通会員」「家族会員」「賛助会員」「名誉会員」の枠組みとし、「普通会員は」「旧軍関係者と幹部自衛官退官者等」の枠組みとする。

この際、幹部自衛官退会者等の准尉とする。

イ 陸上自衛隊幹部自衛官として勤務し円満に退官した者は、入会の手続きは不要とし、その他の会員は入会手続きを経て入会する。

ウ 会員は寄付を行うことができるとき、寄付を行わなかった場合にも退会者とはしない。この際、合同後の組織からの情報提供を行う場合は、寄付を行ったものを優先して実施する。

エ ウ項の普通会員の寄付額（年度）は、当面1口5千円とする。

この際、合同後に定期刊行誌『偕行』の在り方について検討し、それまでの間は寄付を行った会員への配布は当面継続する。この定期刊行誌『偕行』の検討結果等を踏まえ、寄付額については再度検討する。

(4) 合同後に具体化すべき事項

ア 本部と支部の関係

イ 『偕行』誌の在り方

(5) 定款及び各種規程の整備

ア 令和6年4月からの運営開始を前提とし、定款の変更は最小限とする。

イ 定款の変更及び各種規程の整備は、合同協議で合意を得つつ実施する。

以上、確認の上、両会の合同協議代表が署名した。

令和5年1月10日

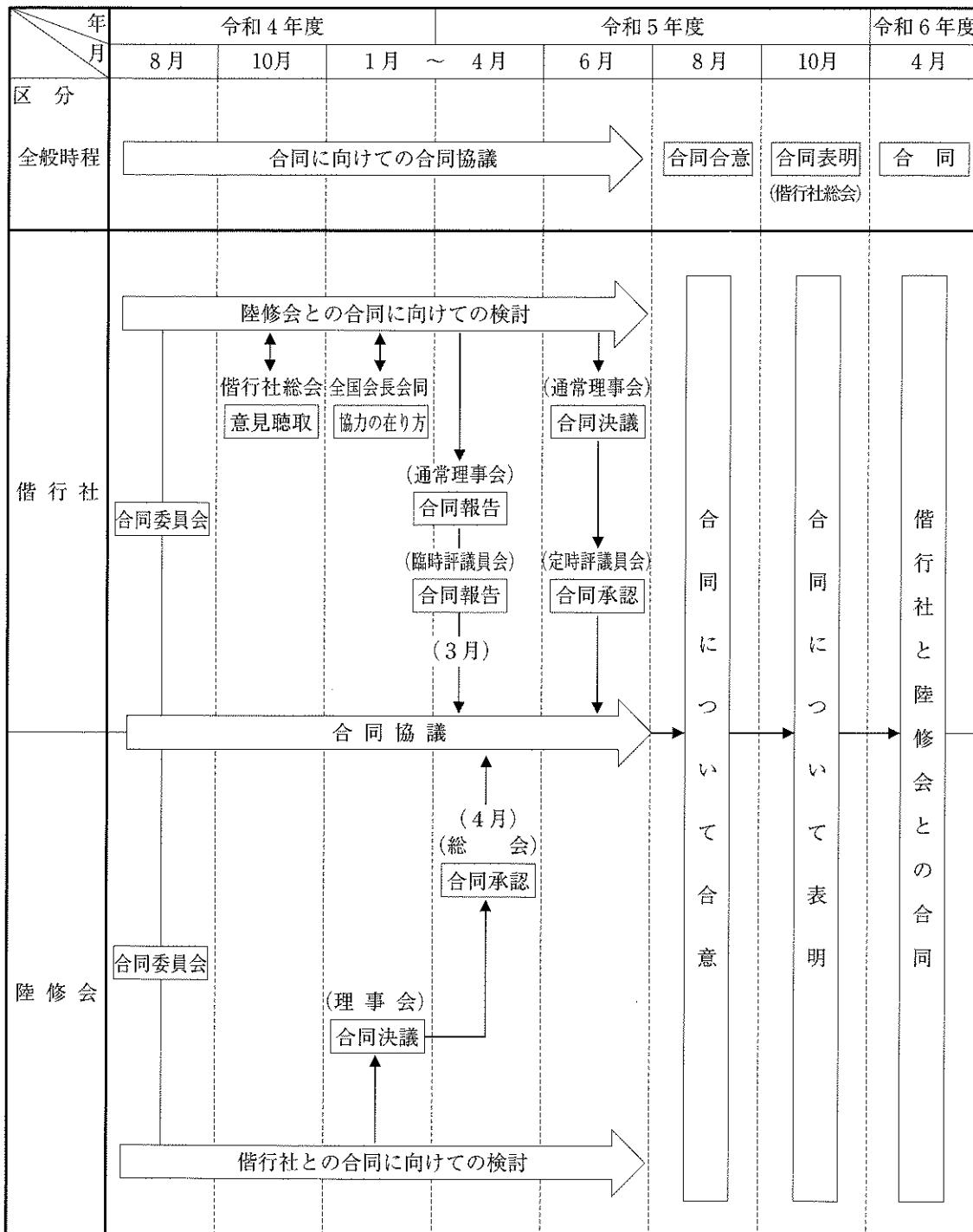
公益財団法人偕行社合同協議代表

印

陸修会合同協議代表

印

陸修会との合同に向けての業務予定



陸修会の概要につきましては、「陸修会ホームページ」をぜひご覧ください。